

議案第11号

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例
かすみがうら市漁港管理条例（平成17年かすみがうら市条例第120号）
の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「1月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、3年）」
を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。